

## はり・きゅう、あんま・マッサージの申請について

●はり、きゅうの施術において、療養費の支給対象となる疾病は、慢性病(慢性的な疼痛を主訴とする疾病)であって保険医による適当な治療手段のないものとされています。

対象となる病名は「神経痛」「リウマチ」「五十肩」「頸腕症候群」「腰痛症」「頸椎捻挫後遺症」であり、申請には、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意書が必要です。

●あんま・マッサージの支給対象となる適応症は、「筋麻痺」・「筋萎縮」・「関節拘縮」等、医療上マッサージを必要とする症例とされています。単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のマッサージ等は支給対象とはなりません。申請には、あんま・マッサージの施術を受けることを認める医師の同意書が必要です。

### 必要書類

#### □ 療養費支給申請書

・療養費支給申請書「はり・きゅう用」「あんま・マッサージ用」の書類により申請をお願いします。

施術内容欄、施術証明欄については施術者より記入して下さい。それ以外は被保険者様が記入して下さい。

#### □ 領収書(原本)

・全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの。

#### □ 医師の施術同意書(原本)

・初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察の上、施術同意(再同意)を受けることが必要です。また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略又は医師同意書(写)の添付で差し支えありません。

### ～必要な場合のみ～

#### □ 施術報告書(写)

・施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを添付してください。

#### □ 往療状況確認書

・往療の施術を受けた場合は、施術者等が作成し添付してください。

#### □ 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書

・初療より1年以上経過し、かつ、1月間の施術を受けた回数が16回以上の場合は施術所等により作成し添付して下さい。

※医療費適正化等の為、ご本人へ照会文書等を送付する場合がございますので、ご協力をお願い致します。

※申請は暦月ごとに申請して下さい。

※医師の施術同意書等は厚生労働省保険局により発出されている、最新の通知をご確認頂きそちらの様式をご使用いただきますようお願い申し上げます。